

## 定期積金規定

青梅信用金庫

### 1. (預金契約の成立)

当金庫は、お客さまからこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

### 2. (掛金の払込み)

この積金は通帳記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ず通帳を提出してください。

### 3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類は通帳の当該払込み記載を取消したうえ、当店で返却します。

### 4. (給付契約金の支払時期)

この積金は、満期日(ただし、払込遅延により満期日を繰延べした場合は、繰延べ後の満期日とします。)以後に給付契約金を支払います。

この場合、給付契約金はあらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

- ① 現金で受取る場合には、満期日以後に当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- ② 預金口座へ振替える場合には、満期日に自動的に解約し(払込が遅延した場合は延滞利息を差し引きます。)指定口座へ入金します。
- ③ 定期預金とする場合には、満期日に自動的に解約し(払込が遅延した場合は延滞利息を差し引きます。)あらかじめ指定された内容の通帳式定期預金とします。

この場合の定期預金の利率は、定期預金の契約日現在の当金庫所定の利率とします。

- ④ 上記第 2 号、第 3 号の指定どおりの取扱いができず給付契約金を現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。

### 5. (払込みの遅延)

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または通帳記載の年利回りに相当する年利率(年 365 日の日割計算)の割合による延滞利息をいただきます。

### 6. (反社会的勢力との取引拒絶)

この積金は、解約の条項第 3 項第 1 号、第 7 号 A から F および第 8 号 A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、解約の条項第 3 項第 1 号、第 7 号 A から F または第 8 号 A から E の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの積金の契約をお断りするものとします。

### 7. (給付補填金等の計算)

- (1) この積金の給付補填金は、通帳記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。
  - ① この積金の契約期間中に通帳記載の掛金総額に達しないときは、初回払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの第 4 号の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

②債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

③当金庫がお客さまからの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、満期日前の解約をするとき、解約の条項第3項の規定により解約をするときは、払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの第4号の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

④上記第1号、第3号の計算に適用する利率は、つぎのとおりとします。

A. 初回払込日から第1号の場合は満期日、第3号の場合は解約日までの期間が1年未満のものは、解約日における普通預金利率。

B. 初回払込日から第1号の場合は満期日、第3号の場合は解約日までの期間が1年以上のものは、約定期間(約定利率×60%)＋期後(普通預金利率)(小数点第四位以下は切捨てます。)

⑤この計算の単位は1円とします。

#### 8. (先払割引金の計算等)

(1)この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を通帳記載の利回りに準じて満期日に計算します。

(2)先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

#### 9. (満期日以後の利息)

満期日以後に解約するときは、給付契約金に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

#### 10. (取引の制限等)

(1)当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3)日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、在留資格・在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届出てください。この場合において、届出た在留期間が超過したときは、入金、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。

(4)1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限する場合があります。

(5)前1項から4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

#### 11. (解約)

(1)この積金を解約する場合、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して通帳とともに当店に提出してください。

- (2)掛込が終了した口座については一定の条件のもと ATM で満期予約処理を行うことによって満期日に指定口座へ入金することが出来ます。
- (3)次の各号の一つにでも該当し、この積金を継続することが不適切である場合には、当金庫は積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。
- ①積金契約者が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ②この積金の契約者が譲渡、質入れ等の禁止の項目（この積金、積金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。）に違反した場合
  - ③この積金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
  - ④この積金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
  - ⑤法令で定める本人確認等における確認事項、または、取引の制限等の第1項もしくは第3項の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合
  - ⑥取引の制限等の第1項から第4項までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上に亘って解消されない場合
  - ⑦積金契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
    - A. 暴力団
    - B. 暴力団員
    - C. 暴力団準構成員
    - D. 暴力団関係企業
    - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
    - F. その他本号AからEに準ずる者
  - ⑧積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
    - A. 暴力的な要求行為
    - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
    - E. その他本号AからDに準ずる行為
- (4)前項によりこの積金が解約され掛金残高がある場合、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

## 12. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1)通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2)通帳または印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払いまたは通帳の再発行は、当金庫

所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(3)通帳を再発行する場合は、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

### 13. (成年後見人等の届出)

(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届出てください。

(2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前二項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

(4)前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

(5)前四項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消しを主張しません。

### 14. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

### 15. (通帳の効力)

満期日に自動的に解約し、給付契約金をあらかじめ指定された方法により支払った後は、通帳は無効となります。

### 16. (譲渡、質入れの禁止)

(1)この積金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

(2)当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

### 17. (保険事故発生時における積金契約書からの相殺)

(1)この積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものであるとして、相殺することができます。なお、この積金に、質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2)前項により相殺する場合には、つぎの手続きによるものとします。

①相殺通知は書面によるものとします。通帳は届出印を押印して通知と同時に当金庫に提出してください。

②複数の借入金等の債務(積金契約者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で積金契約者が保証人になっているもの)がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺するものとします。当該債務が

第三者の当金庫に対する債務である場合には、積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。

③前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

④第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)第1項により相殺する場合の利息相当額等については、次のとおりとします。

①この積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定年利回りを適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4)第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

(6)第1項により相殺し、相殺額を超えた払込金額(残存部分)が発生する場合には、原則として、相殺日からこの積金の満期日を満期とする定期預金を作成して受入れるものとします。当該定期預金の適用金利については、この積金の約定年利回りを適用するものとします。なお、積金契約者の申出により、積金契約者の普通預金口座へ相殺額を超えた残額の払込金を入金することができるものとします。

#### 18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1)この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

①当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後であった日。

②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日。

③当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。

④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日。

(2)第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

①預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)

②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと/当該事由が生じた期間の満期日

(a)異動事由(当金庫ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。)

- (b)当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。  
ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに、通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。
- ③この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと/当該手続が終了した日
- ④総合口座取引規定にもとづく他の預金について、当該他の預金等に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと/他の預金に係る最終異動日等

#### 19. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1)この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2)前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3)預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
- ①この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって、法令または契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払に係るものを除きます。)が生じたこと。
- ②この預金について、手形または小切手の提示、その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りです。)
- ③この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと。
- ④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと。
- (4)当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
- ①当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること。
- ②この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること。
- ③前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。

#### 20. (規定の変更)

- (1)この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2)前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3)前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するもの

とします。

(2020年 9月 1日現在)  
以上